

広島市告示第204号
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島市公民館使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 公益財団法人広島市文化財団
 - (2) 理事長 仁井 敏子
 - (3) 広島市中区加古町4番17号

- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日

- 3 指定公金事務取扱者に委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日